

工事の失格判断基準

最低価格入札者の提出する工事費等内訳書に示す各費目の積算内訳の額（以下「最低価格入札者の積算内訳額」という。）のいずれかが、下表に掲げる失格判断基準率を予定価格の積算内訳に示す各費目の額に乗じて得た額（以下「失格判断基準額」という。）に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるため、失格と判断する。

（各費目の額における失格判断基準率）

費目名	基準率
直接工事費	75%
共通仮設費	70%
現場管理費	70%
一般管理費等	30%

最低価格入札者の積算内訳額のいずれか < 失格判断基準額※1 のときは失格と判断する。

※1 予定価格の積算内訳に示す各費目の額×各費目の失格判断基準率